

～船員組合員のみなさまへ～

平成28年4月から船員組合員に係る 短期給付の掛金率が変わります

船員組合員に係る掛金率の見直しについて

船員保険法に基づく民間の船員保険は、船員の職務の特殊性から、労使折半が原則の一般の医療保険と異なり、使用者側（船舶所有者）が負担する負担金の割合が高く設定されています。一方、共済組合の船員組合員に係る道府県（船舶所有者）が負担する負担金の割合は、「一般組合員の財源率」に船員保険法の規定による「船舶所有者の負担と同一の割合」を乗じて得た率とされています。

このたび、船員保険の保険者である全国健康保険協会（協会けんぽ）において「船舶所有者の負担と同一の割合」が見直された結果、掛金率が増加し、負担金率が減少することとなりました。変更後の掛金率は以下のとおりです。

なお、その他の組合員の掛金率については、平成27年度と同様です。

（単位：‰（千分率））

区 分		現 行	平成28年度	引上げ幅
一 般 組 合 員 知 事 組 合 員 一般組合員（特別職等）	標準報酬の月額 標準期末手当等の額	48.18	48.18	0.00
船 員 一 般 組 合 員	標準報酬の月額 標準期末手当等の額	45.70	<u>45.80</u>	0.10
任 意 継 続 組 合 員	標準報酬の月額	96.36	96.36	0.00

※ 福祉事業分に係る掛金率（標準報酬の月額、標準期末手当等とも 1.18‰）については変更ありません。

※ 道府県の負担金率については引き下げとなります。

■ 今回の引上げにより増加する負担額

（標準報酬の月額が44万円、標準期末手当等の額が年額で150万円の場合）

○標準報酬の月額分の掛金増加額	月 額	：	44万円×0.10‰= 44円
	年 額	：	44円×12月 =528円
○標準期末手当等の額の掛金増加額	年 額	：	150万円×0.10‰=150円
○年間での掛金増加額	年 額	：	528円+150円=678円